

# 第1章 概 説

## 1 令和6年度事業の概況

都の工業用水道事業は、地盤沈下対策として地下水揚水規制の代替水を供給するため、昭和39年度から墨田・江東・荒川・江戸川各区の全域及び足立区の一部に、昭和46年度から北・板橋・葛飾各区の全域及び足立区の大部分に給水してきた。

工業用水の供給とともに、地下水揚水規制の強化、揚水規制区域の拡大等が図られた結果、昭和50年代以降、地盤沈下は沈静化し、事業の所期の目的は達成している。また、昭和48年度からは清掃工場等に雑用水として供給を開始し、さらに、洗車、水洗トイレ洗浄用水などの雑用用途への利用も図ってきた。

しかし、工業用水の需要は、工場移転、水使用の合理化等により、昭和49年度を境に減少傾向が続いている一方、建設以来40年以上を経過した施設の更新時期を迎えており、厳しい事業環境に置かれてきた。

このような状況の中、工業用水道事業の抜本的な経営改革については、関係各局で構成する庁内での検討会に加え、専門家等の経験と知識を活用して検討するため、平成26年度に「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」を設置し、検討を進めた。

平成30年6月には有識者委員会から「工業用水道事業は、地盤沈下防止という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、施設の大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、今後も需要の増加が見通せないことから廃止すべきであり、事業廃止に当たっては、十分な支援策を講じるべき」との提言がなされた。

都は、有識者委員会の提言も踏まえ、平成30年第3回都議会定例会において「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」を提案し、可決されたことで、令和5年3月31日をもって工業用水道事業を廃止した。

令和6年度は、事業廃止による利用者の経営等への影響を最小限にとどめられるよう、料金差額補填等の利用者支援を実施するとともに、他のライフライン事業者との調整を行い、計画的に工業用水道管の撤去等を行った。